

# 住宅用太陽光発電の普及に関する調査分析業務仕様書（案）

## 1 業務名

住宅用太陽光発電の普及に関する調査分析業務

## 2 業務目的

ゼロカーボン社会の実現を目指す本県においては、2050年度までに再生可能エネルギーの生産量を2010年度比3倍とする目標を掲げ、その普及拡大に取り組んでいるところである。特に、住宅等の屋根を活用した太陽光発電（住宅用太陽光発電）については、二酸化炭素排出量削減に資するだけでなく、光熱費削減による家計メリットも大きいことから、県として積極的に推進しているが、現状、県内における普及率は1割台にとどまっており、さらなる普及に取り組む必要がある。

住宅用太陽光発電の普及に向けた課題として、「設備の導入に係る費用が高額であること」、「太陽光発電に関する理解が十分に広まっていないこと」、「建物の構造や立地等の問題」等が想定されるが、今後の普及促進策の検討に当たっては、県内外における住宅用太陽光発電の現状や課題、取組事例等を適切に把握した上で、より効果的な施策構築を行うことが不可欠である。

本業務では、国内及び県内における住宅用太陽光発電の現状、課題等について調査・分析を行い、県の施策検討に活用することを目的とする。

## 3 業務実施期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 住宅用太陽光発電に関する全般的な現状分析、情報整理等

文献調査及び事業者へのヒアリング等に基づき、「国内における住宅用太陽光発電に関する全般的な現状分析（商流、購買層、設置費用等）」、「普及に向けた課題整理」及び「今後の展望（ビジネス動向、新たな技術等）」について情報整理を行う。

### (2) 長野県内における住宅用太陽光発電の現状・課題等の分析

県内の太陽光発電に関連する事業者（設備販売、施工、住宅関係（住宅メーカー、地域工務店等））に対するヒアリング等に基づき、「県内における住宅用太陽光発電設備の導入に係る現状」及び「普及に向けた課題」について分析、整理を行う。

（検討例 ※下記を参考として提案を行うこと）

- ・太陽光発電設備の平均的な設置費用（部材費、工事費等）を把握し、全国や地域間の価格差が認められる場合はその要因を分析
- ・太陽光発電設備の設置スキームの把握（太陽光発電設備導入に係る住宅業者、太陽光発電設備取扱業者、施工事業者等との関係性等）

- ・住宅関連事業者（大手ハウスメーカー、地域工務店等）の太陽光発電の導入意欲
- ・県民の太陽光発電の導入意欲、潜在需要（年齢層、職業、所得による分析等）
- ・県内住宅への太陽光発電の普及に向けた課題の分析

(3) 「初期費用ゼロ円モデル」に関する分析

初期費用ゼロ円モデル※を提供する事業者に対するヒアリング等に基づき、その事業性等について分析を行う。（設置対象を新築住宅、既存住宅に分けて分析）

※PPA やリース方式等、初期費用の負担が生じない設置方法をいう。

（検討例 ※下記を参考として提案を行うこと）

- ・実施事業者の業種、規模等
- ・事業スキーム
- ・採算性を確保するための部材費、施工費、サービス料金等の設定の考え方
- ・地域経済活性化への寄与
- ・顧客に関する条件（年齢、住宅の築年数、与信審査等）
- ・行政の関与の有無、形態

## 5 成果品の提出

### (1) 成果品の内容及び形式等

本業務の成果物は以下のとおりとする。また、形式は書面2部及びCD-ROM等の磁気媒体によるデータで提出することとする。

ア 業務完了報告書（任意様式）

イ その他委託者が必要と認めるもの

### (2) 提出場所

長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 6階

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

### (3) 提出期限

各成果品の提出期限について、4(3)については令和6年8月30日、4(1)及び4(2)については令和6年12月31日とする。

## 6 委託費用の上限額

6,477,900円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 7 業務実施体制

受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県環境政策課ゼロカーボン推進室との連絡調整を行うこと。

## 8 その他

- (1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ

委託者と協議の上、承認を得なければならない。

- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、月 1 回程度、長野県庁または遠隔会議システムを利用して打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合には随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。これは受託期間終了後においても同様とする。